

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---------------------------------------|------|---|
| 1 | 3号機 | 原子炉格納容器圧力に緩やかな低下傾向が確認されたことから、原因について調査 | As | 2月6日公表済 (PDF90 KB) 2月6日再審議にて 公表区分変更 その他 → 区分Ⅲ グレード変更 B → As |

その他：15件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 2号機 | 復水脱塩装置空気圧縮機点検において、Vベルト車にひび割れが認められたため、当該部を交換 | C | |
| 2 | 2号機 | 原子炉建屋機器ドレンサンプ（B）ポンプ（A）点検において、軸スリーブ及び軸受ブッシュに摩耗が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 3 | 2号機 | タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（A）用電動機ファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換 | D | |
| 4 | 2号機 | 原子炉建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（A）用電動機ファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換 | D | |
| 5 | 2号機 | 復水脱塩装置硫酸ポンプ（A・B）より廃棄物処理系硫酸添加タンクへの硫酸移送配管に詰まり気味であることが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 欠番 | | | | |
| 7 | 4号機 | タービン建屋1階電気品室（過渡現象記録装置用静止型無停電電源装置室）の床及び壁塗装面の一部に剥離が認められたため、当該部を補修塗装 | D | |
| 8 | 4号機 | 原子炉建屋1階西側通路（高圧注水系計装ラック前）の床塗装面の一部に剥離が認められたため、当該部を補修塗装 | D | |
| 9 | 5号機 | 気体廃棄物処理系排ガス予冷器冷却機（B）点検において、冷媒容量制御弁弁箱フランジ部から冷媒のリーク（微量）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 10 | 5号機 | タービン建屋地階トイレ排気ダクト連結部より結露水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 主蒸気管ドレン弁開度計に表示不良（ドリフト）が認められたため、当該開度計を点検・調整 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 12 | 5号機 | 主復水器細管洗浄装置ボール捕集器（全6台）点検において、循環水配管放水口側フランジ部に腐食及び塗装剥離が認められたため、当該部を捕修塗装 | D | |
| 13 | 6号機 | 過渡現象記録装置に「周辺機器故障」表示ランプが点灯し、タッチパネルの使用不可が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 14 | 6号機 | 原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口サンプリング水恒温装置に制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理 | D | |
| 15 | その他 | 共用サプレッションプール水サージタンク設備タンクベント排風機（B）反カップリング側軸受部より異音が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 16 | その他 | 水処理設備 温水槽（A）レベル計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで